

産業廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、以下のものをいいます。（廃棄物処理法第2条第4項）

	産業廃棄物の種類	内 容
業 種 限 定 の な い 産 業 廃 棄 物	燃え殻	石炭がら、焼却残灰、煙突に付着したすす、その他の焼却残さ
	汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のものや各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの。活性汚泥の剰余汚泥、パルプ廃液汚泥、スカム、ビルピット汚泥、赤泥（廃アルカリとの混合物）、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土（廃油との混合物）、ベントナイト汚泥
	廃油	鉱物性油及び植物性油脂に係る廃油。潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、廃溶剤、タービ ^レ ッ ^チ 類、タックスラッジ（汚泥との混合物）、廃食用油
	廃酸	pH7未満の廃液。廃硫酸、廃塩酸、アルコール及び食用アミノ酸等の製造に伴い生ずる発酵廃液、写真定着廃液、その他有機廃酸類等
	廃アルカリ	pH7を超える廃液。廃苛性ソーダ液、写真現像廃液、金属せっけん廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状すべての廃プラスチック類、廃タイヤ
	ゴムくず	天然ゴムくず（※合成ゴムくずは廃プラスチック類に分類）
	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるものを除く）
	鉱さい	高炉、電炉等の残さい、キューポラのノロ、鋳物廃砂、不良石炭、粉炭かす
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるコンクリートの破片、レンガの破片その他これに類する不要物
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって捕集されるもの	
特 定 の 業 種 に 係 る 廃 棄 物	紙くず	建設業（工作物の建築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙及び板紙のくず
	木くず	建設業（工作物の建築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、物品賃貸業に係る木材片等、貨物の流通のために使用したパレット
	繊維くず	建設業（工作物の建築又は除去に伴って生じたものに限る）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業等が原料として使用した物の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、魚・獣のあら等固形状のもの
	動物系固形不要物	と畜場等から排出される牛、豚、馬、鶏等の固形残さ
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、馬、鶏等のふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、馬、鶏等の死体
政令第13号廃棄物	上記の産業廃棄物を処分するために処理したものでこれらの産業廃棄物に該当しないもの	

※事業により生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものについては、事業系一般廃棄物（例：事務所、商店、工場等から排出される紙くず、ダンボール、茶がら等の雑ごみ、飲食店、従業員食堂から排出される残飯、厨芥類、卸小売業から排出される野菜くず、魚介類等のくず）に該当します。